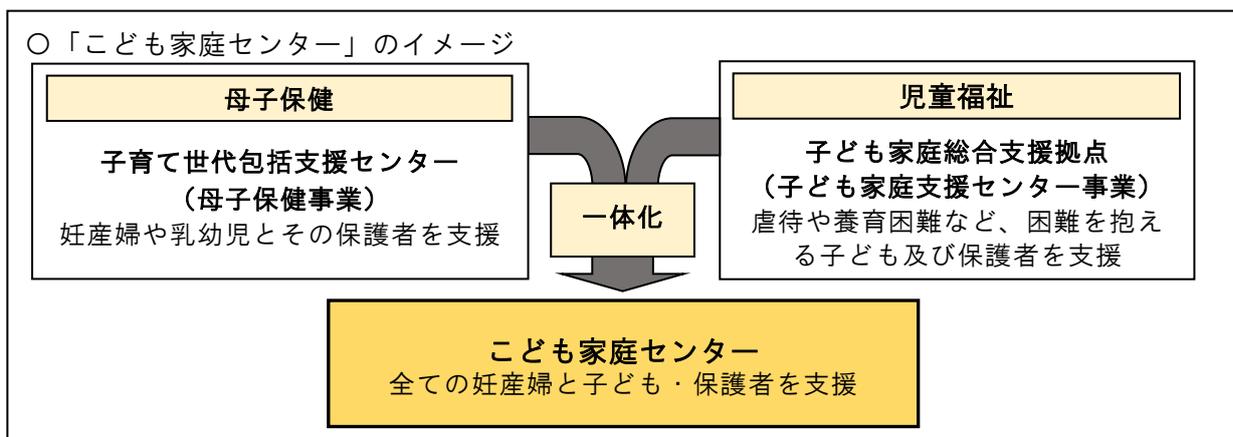


小金井市こども家庭センター設置の概要

1 「こども家庭センター」とは

令和6年4月に施行される改正児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」を設置することが市町村の努力義務とされた。

こども家庭センターでは両機能の連携・協働を深め、虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援までの切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図る。



2 設置時期

令和6年4月

3 こども家庭センター設置の要件

- (1) 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
- (2) 組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長を配置すること。
- (3) 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を配置すること。
- (4) 改正児童福祉法第10条の2第2項各号及び母子保健法第22条第1項各号に掲げる業務を行うこと。
- (5) 「こども家庭センター（又はこれに類する名称）」を称すること。

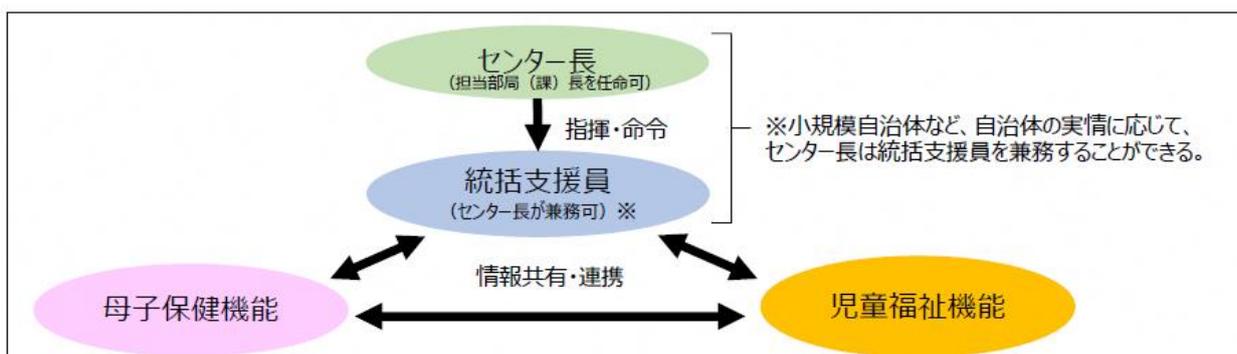


図) こども家庭庁ホームページより抜粋

4 児童福祉と母子保健の一体的支援の業務イメージ

妊娠の届出時における面談や、妊婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健診など、母子保健施策によるポピュレーションアプローチを通じて保健師等が支援の必要な家庭を把握した場合には、統括支援員、子ども家庭支援員等と情報を共有し、支援方針を決定することなどにより、一体的な支援を行う。

＜支援フロー例＞

- ① 保健師等による支援の必要な家庭の把握（妊婦面談・新生児訪問・健診等）
- ② 合同ケース会議の開催（こども家庭センター内で情報連携）
- ③ サポートプランの作成・支援（保健師等とこども家庭支援員等が一体的に行う。）
- ④ 要保護児童対策地域協議会との連携（関係機関等も関与が必要な場合）

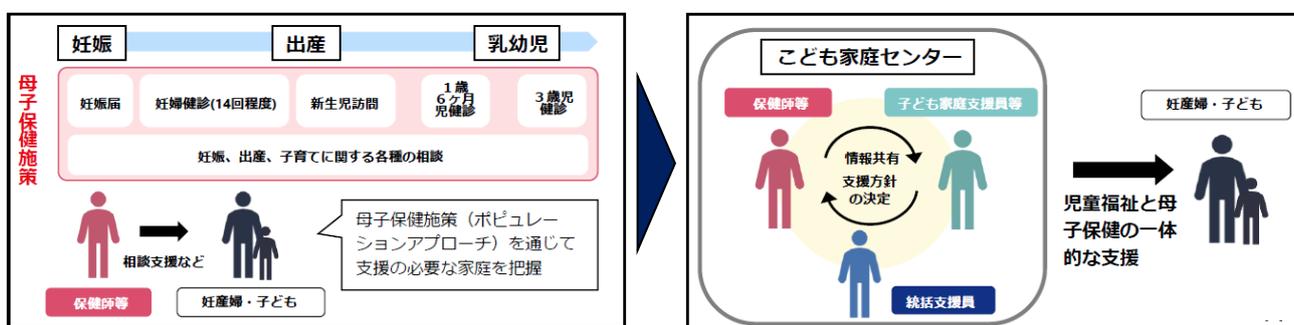


図) こども家庭庁ホームページより抜粋

5 こども家庭センター所管事業（令和6年4月以降）

(1) 現こども家庭支援センター所管事業

＜直営事業＞

- ・ 総合相談
- ・ 虐待相談、通告対応
- ・ 専門相談（こころの相談）
- ・ 要保護児童対策地域協議会運営
- ・ 子ども家庭支援センター運営協議会運営
- ・ 育児支援ヘルパー事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子どもショートステイ事業
- ・ 育児不安親支援事業

＜委託事業＞

- ・ 親子あそびひろば運営
- ・ ファミリー・サポート・センター運営

(2) 母子保健事業（※福祉保健部課より子ども家庭部へ移管）

- ・ 出生届、妊婦健診、両親学級、新生児訪問指導、乳幼児健診
- ・ 妊婦面談、産後ケア、出産応援事業ほか財政支援、多胎児支援
- ・ 母子歯科衛生事業
- ・ 母子栄養指導事業
- ・ 母子健康相談